

## ご利用料金表(1日あたり)

### 【通所介護】

項目	自己負担額 (1割負担の額)	自己負担額 (2割負担の額)	自己負担額 (3割負担の額)	利用料金 (保険不適用時)	サービス内容
要介護1	700 円	1,399 円	2,099 円	6,995 円	通常規模・7時間以上8時間未満実施事業 通所介護の基本部分です。
要介護2	826 円	1,651 円	2,477 円	8,256 円	
要介護3	957 円	1,914 円	2,871 円	9,569 円	
要介護4	1,087 円	2,174 円	3,262 円	10,872 円	
要介護5	1,220 円	2,439 円	3,659 円	12,196 円	
入浴介助加算	43 円	85 円	128 円	427 円	入浴サービスを希望される場合に算定いたします。
個別機能訓練加算 I (イ)	60 円	120 円	179 円	598 円	作業療法士等が個別機能訓練計画書に基づいて、身体機能の維持・向上を目的に行います。
個別機能訓練加算 I (ロ)	91 円	182 円	272 円	908 円	作業療法士等が個別機能訓練計画書に基づいて、生活機能の維持・向上を目的に行います。
サービス提供体制強化加算 I	24 円	47 円	71 円	235 円	介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置し日常生活の支援を行います。
化学的介護推奨体制加算	43 円	85 円	128 円	427 円	利用者ごとの心身の状況等の基本情報を厚労省に提出した場合に算定します。(月1回)
個別機能訓練加算(II)	21 円	43 円	64 円	214 円	個別機能訓練等の内容を厚労省に提出し、フィードバックを受けた場合に算定します。(月1回)
ADL維持加算(I)	32 円	64 円	96 円	320 円	利用者全員についてADL値を測定し、利得が1以上であり、厚労省に提出した場合に算定します。(月1回)
口腔機能向上加算	161 円	321 円	481 円	1,602 円	歯科衛生士が口腔機能改善指導計画書に基づいて、個別に口腔機能改善の指導を行います。
昼食代	730円				ご利用者様の状態に合わせた食事を提供します。
日常生活費	170円				ご希望される場合は、身の回り品として日常生活に必要なもの(下記の注記をご参照ください)を提供致します。
介護職員処遇改善加算 I	右記参照				介護サービス費合計単位×5.9%×地域区分単位単価が本加算の総額となり、1割～3割の負担割合証に応じた額が利用者様の負担となります。
介護職員等特定処遇改善加算 I	右記参照				経験・技能のある職員に重点化を図る処遇改善の加算。介護サービス費合計単位×1.2%×地域区分単位単価が本加算の総額となり、1割～3割の負担割合証に応じた額が利用者様の負担となります。
介護職員等ベースアップ等支援加算	右記参照				経験・技能のある職員に重点化を図る処遇改善の加算。介護サービス費合計単位×1.1%×地域区分単位単価が本加算の総額となり、1割～3割の負担割合証に応じた額が利用者様の負担となります。

### 【介護予防通所介護】 ※月額料金

項目	自己負担額 (1割負担の額)	自己負担額 (2割負担の額)	自己負担額 (3割負担の額)	利用料金 (保険不適用時)	サービス内容
要支援1	1,786 円	3,571 円	5,357 円	17,856 円	介護予防通所介護の基本部分です。
サービス提供体制強化加算	94 円	188 円	282 円	939 円	
要支援2	3,661 円	7,322 円	10,983 円	36,611 円	提供体制強化加算は、介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置し日常生活の支援を行っている場合に算定されます。
サービス提供体制強化加算	188 円	376 円	564 円	1,879 円	
化学的介護推奨体制加算	43 円	85 円	128 円	427 円	利用者ごとの心身の状況等の基本情報を厚労省に提出した場合に算定します。(月1回)
運動器機能向上加算	241 円	481 円	721 円	2,403 円	
口腔機能向上加算	161 円	321 円	481 円	1,602 円	
複数サービス実施加算 I 2	513 円	1,025 円	1,538 円	5,126 円	
昼食代	730円				
日常生活費	170円				ご希望される場合は、身の回り品として日常生活に必要なもの(下記の注記をご参照ください)を提供致します。
介護職員処遇改善加算 I	右記参照				介護サービス費合計単位×5.9%×地域区分単位単価が本加算の総額となり、1割～3割の負担割合証に応じた額が利用者様の負担となります。
介護職員等特定処遇改善加算 I	右記参照				経験・技能のある職員に重点化を図る処遇改善の加算。介護サービス費合計単位×1.2%×地域区分単位単価が本加算の総額となり、1割～3割の負担割合証に応じた額が利用者様の負担となります。
介護職員等ベースアップ等支援加算	右記参照				経験・技能のある職員に重点化を図る処遇改善の加算。介護サービス費合計単位×1.1%×地域区分単位単価が本加算の総額となり、1割～3割の負担割合証に応じた額が利用者様の負担となります。

### 【障害サービス】

項目	自己負担額	サービス内容
共生型生活介護サービス費	762 円	共生型生活介護サービスの基本部分です。
共生型機能訓練(自立訓練)	763 円	共生型機能訓練(自立訓練)サービスの基本部分です。

昼食費	730 円	
食事提供加算対象者昼食費	350 円	
日常生活費	170 円	ご希望される場合は、身の回り品として日常生活に必要なもの(下記の注記をご参照ください)を提供致します。